(二)　厚生労働大臣は、患者に対する良質かつ適切な医療の確保に資するため、16による医師の届出により保有することとなった情報その他の感染症に関する情報（以下「感染症関連情報」という。）について調査及び研究を行うものとした。（第五六条の四〇関係）

22　匿名感染症関連情報の利用又は提供等

(一)　厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名感染症関連情報（感染症関連情報に係る患者その他の者を識別すること及びその作成に用いる感染症関連情報を復元することができないようにするために定める基準に従い加工した感染症関連情報をいう。以下同じ。）を利用し、又は次に掲げる者であって、匿名感染症関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ次に定めるものを行うものに提供することができるものとした。（第五六条の四一第一項関係）

(1)　国の他の行政機関及び地方公共団体　適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査

(2)　大学その他の研究機関　疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究

(3)　民間事業者その他の者　医療分野の研究開発に資する分析その他の業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

(二)　厚生労働大臣は、(一)による利用又は提供を行う場合には、当該匿名感染症関連情報を高齢者の医療の確保に関する法律に規定する匿名医療保険等関連情報等と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができるものとした。（第五六条の四一第二項関係）

(三)　厚生労働大臣は、(一)により匿名感染症関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならないものとした。（第五六条の四一第三項関係）

(四)　(一)により匿名感染症関連情報の提供を受け、これを利用する者（以下「匿名感染症関連情報利用者」という。）は、匿名感染症関連情報を取り扱うに当たっては、当該匿名感染症関連情報について他の情報との照合等をしてはならないものとした。（第五六条の四二関係）

(五)　匿名感染症関連情報利用者は、提供を受けた匿名感染症関連情報を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく、当該匿名感染症関連情報を消去しなければならないものとした。（第五六条の四三関係）

(六)　匿名感染症関連情報利用者は、匿名感染症関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名感染症関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして定める措置を講じなければならないものとした。（第五六条の四四関係）

(七)　匿名感染症関連情報利用者又は匿名感染症関連情報利用者であった者は、匿名感染症関連情報の利用に関して知り得た匿名感染症関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないものとした。（第五六条の四五関係）

(八)　厚生労働大臣は、匿名感染症関連情報利用者に対し報告等を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業所に立ち入り、物件を検査させることができるものとした。（第五六条の四六関係）

(九)　厚生労働大臣は、匿名感染症関連情報利用者が(四)から(七)までに違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとした。（第五六条の四七関係）

(一〇)　支払基金等への委託、手数料その他の規定の整備を行うこととした。（第五六条の四八及び第五六条の四九関係）

23　都道府県及び国の補助等

(一)　都道府県は、10、11、14、15及び17の(七)の費用を支弁しなければならないものとした。（第五八条関係）

(二)　都道府県は、10の(一)に掲げる措置を講ずる公的医療機関等、地域医療支援病院及び特定機能病院並びに医療措置協定を締結した医療機関又は検査等措置協定を締結した病原体等の検査を行っている機関等の設置者に対し、これらの医療機関又は病原体の検査を行っている機関等の設置に要する費用の全部又は一部を補助することができるものとした。（第六〇条第三項関係）

(三)　国は、17の一部に要する費用（(一)により都道府県が支弁する費用（17の(七)に要する費用に限る。）を除く。）を負担しなければならないものとし、(一)の費用（14に要する費用に限る。）に対して、四分の三を負担しなければならないものとした。（第六一条第一項及び第二項関係）

(四)　国は、(一)（10、11及び17の(七)に要する費用に限る。）の費用の四分の三を補助するものとし、(二)の費用の二分の一以内を補助することができるものとした。（第六二条第一項及び第三項関係）

24　都道府県知事による総合調整及び指示

(一)　都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部において、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村長、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係者（以下この24において「関係機関等」という。）に対し、入院の勧告又は入院の措置その他関係機関等が実施する当該区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置に関する総合調整を行うものとした。（第六三条の三第一項関係）

(二)　保健所設置市等の長は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該保健所設置市等の長及び他の関係機関等について、(一)の総合調整を行うよう要請することができるものとした。この場合において、都道府県知事は、必要があると認めるときは、(一)の総合調整を行わなければならないものとした。（第六三条の三第二項関係）

(三)　(一)の場合において、関係機関等は、(一)の総合調整に関し、都道府県知事に対して意見を申し出ることができるものとした。（第六三条の三第三項関係）

(四)　都道府県知事は、(一)の総合調整を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、それぞれ当該関係機関等が実施する当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができるものとした。（第六三条の三第四項関係）

(五)　都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表が行われるまでの間、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、保健所設置市等の長に対し、入院の勧告又は入院の措置に関し必要な指示をすることができるものとした。（第六三条の四関係）

二

1　地域保健法の一部改正関係

地域保健対策の推進に関する基本的な指針は、健康危機（国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態をいう。以下同じ。）への対処を考慮して定めるものとした。（第四条第三項関係）

2　業務支援員の要請等

(一)　保健所を設置する地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合に必要があると認めるときは、地域保健の専門的知識を有する者のうち、あらかじめ、この(一)による要請を受ける旨の承諾をした者に対し、当該地方公共団体の長が管轄する区域内の地域保健対策に係る業務に従事すること又は当該業務に関する助言を行うことを要請することができるものとした。（第二一条第一項関係）